

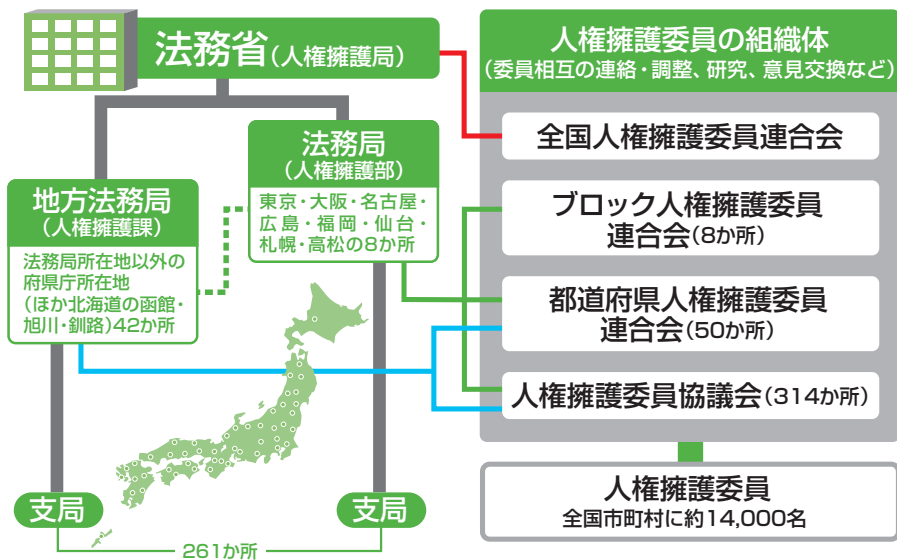
# 3.法務省の人権擁護機関の仕組み

「1.主な人権課題」で述べたとおり、私たちの周りでは人権に関わる様々な問題が起きています。この章では、このような問題に取り組むために設けられている法務省の人権擁護機関の仕組みを紹介します。

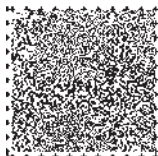


人権相談

法務省の人権擁護機関の構成図 (令和5年6月1日現在)



## ① 法務省人権擁護局とその下部機関



国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省に人権擁護局が、その下部機関として、法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、人権擁護のための活動を行っています。また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権擁護の業務を行っています。



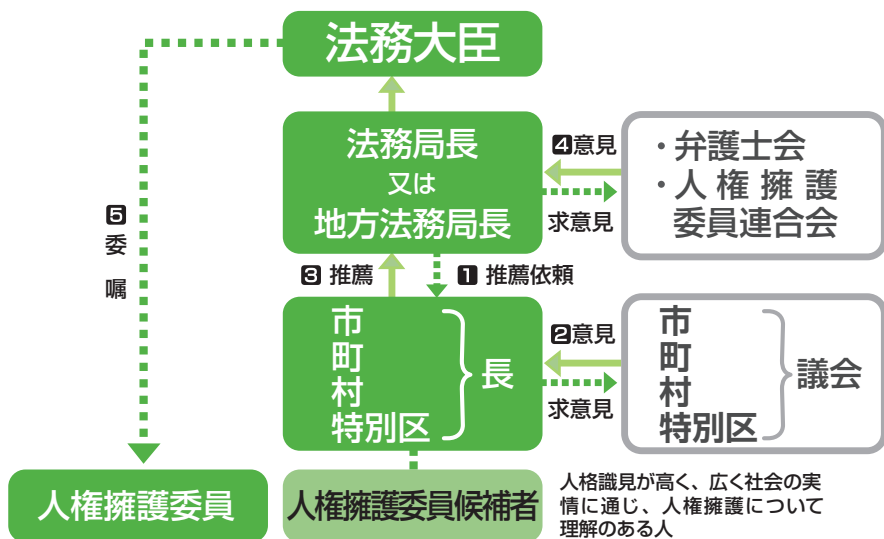
## ② 人権擁護委員

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。相談は無料で、秘密は厳守します。困ったことがあったら、気軽に相談してください。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々です。人権擁護委員制度は、様々な分野の方々が、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、こうした官民連携の取組は、諸外国でも例を見ないものです。

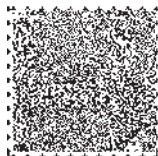
現在、約14,000名の委員が全国の各市町村（東京都においては特別区を含む。）に配置され、それぞれの地域において、経歴や専門分野をいかした積極的な活動を行っています。

人権擁護委員はこうして委嘱されます。



人権擁護活動  
シンボルマーク

このシンボルマークは、法務省の人権擁護機関が行う啓発広報活動に統一性・独自性を持たせるとともに、人権擁護活動についての親近感を深め、啓発広報活動をより効果的にすることを目的として、平成4年12月から使用されています。



## ■人権擁護委員の活動の様子



被災地における活動（仮設住宅訪問）



人権の花運動



地元企業での研修講師



地元FM放送での人権啓発

人権擁護委員は、法務局における人権相談所に加え、市役所等の公共施設、社会福祉施設や商業施設等においても、特設人権相談所を随時開設して、住民からの人権相談に応じています。

相談等を通じて、被害者から「人権を侵害された」という申告等があった場合は、法務局職員と協力して、人権侵犯事件の調査に当たり、当事者の関係を調整するなど、事案の円満な解決を図っています。

また、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動（小学生や幼稚園児等を対象に、思いやりの大切さを教える「人権教室」（48ページ参照）や「人権の花運動」（49ページ参照）、地元企業等における人権研修の講師等）や地元FM放送局での人権擁護委員の活動の紹介など、各地域に根ざした活動を行っています。

あなたの街の人権擁護委員については、お近くの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。

